

## 滋賀県多文化共生推進プラン（改定版）中間評価検討会設置要綱

### （目 的）

第 1 条 国籍や民族などの異なる人々が、お互いを認め合い、県民一人ひとりが持つ力を十分に発揮でき、地域のさらなる活性化につながる多文化共生社会の推進を目指して策定した「滋賀県多文化共生推進プラン（改定版）」（平成 27 年 4 月策定）について中間評価を実施するにあたり、様々な分野の方々から意見を求めるため、滋賀県多文化共生推進プラン（改定版）中間評価検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第 2 条 検討会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）滋賀県多文化共生推進プラン（改定版）の評価に関する意見・助言。
- （2）その他プランの評価にあたり必要と認められる事項に関すること。

### （構 成）

第 3 条 検討会は、学識経験を有する者、多文化共生関係者、国際交流関係者、その他必要と認められる者 6 人以内の委員で構成する。

- 2 検討会に座長を置く。
- 3 座長は、委員の互選によって定める。
- 4 座長は、検討会の議長として会務を総括する。

### （委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、本要綱施行の日から中間評価作成の日までとする。

### （会 議）

第 5 条 検討会は、滋賀県商工観光労働部観光交流局長が招集する。

- 2 検討会は公開とする。ただし、観光交流局長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。
- 3 観光交流局長は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### （運 営）

第 6 条 検討会の運営に必要な事務は、滋賀県商工観光労働部観光交流局国際室において処理する。

### （その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、観光交流局長が定める。

付 則 この要綱は、平成 29 年 12 月 19 日から施行する。